

福岡県公報

平成20年8月25日
第2865号

福岡県知事 麻生 渡

目次

告示(第1395号 - 第1396号)

開発行為に関する工事の完了	(都市計画課) 1
土地収用法に基づく事業の認定	(用地課) 1
公安委員会		
警備業法第23条に規定する検定の実施	(警察本部生活安全総務課) 3

告示

福岡県告示第1395号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成20年8月25日

福岡県知事 麻生 渡

- 開発区域に含まれる地域の名称
筑紫野市大字立明寺481 - 3 及び481 - 4
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
東京都中央区銀座二丁目16番10号
ヤマト運輸株式会社 代表取締役 木川 眞

福岡県告示第1396号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により次のように告示する。

平成20年8月25日

- 起業者の名称
大川市
- 事業の種類
市道郷原一木線改築工事(福岡県大川市大字幡保字幡保口地内から同市大字幡保字若松地内まで)
- 起業地
 - 収用の部分
福岡県大川市大字幡保字幡保口、字西園、字深町、字小幡保、字村内、字廻り町、字若松及び字鍛冶町地内
 - 使用の部分
なし
- 事業の認定をした理由
 - 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について
申請に係る事業は、福岡県大川市大字郷原字走越地内の市道市役所前通り線との接続点を起点とし、同市大字幡保字若松地内の有明海沿岸道路及び県道水田大川線との接続点を終点とする延長1,460 mの区間(以下「本件区間」という。)を全体計画区間とする「市道郷原一木線改築工事」(以下「本件事業」という。)のうち、既に用地取得が完了し、供用を開始している部分を除いた、上記の起業地に係る部分である。
本件事業は、道路法(昭和27年法律第180号)第3条第4号に規定する市町村道に関する事業であり、土地収用法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。
したがって、本件事業は、土地収用法第20条第1号の要件を充足すると判断される。
 - 土地収用法第20条第2号の要件への適合性について
市道郷原一木線(以下「本路線」という。)は、道路法第8条の規定により大川市長が市道に認定した道路であり、大川市は、同法第16条の規定により本路線の道路管理者であることから、起業者である大川市は、本件事業を施行する権能を有す

ると認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

(3) 土地収用法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

本路線は、福岡県大川市大字郷原字走越地内の市道市役所前通り線との接続点を起点とし、同市大字一木字内肘折地内の県道大牟田川副線との接続点を終点とする延長約2.3kmの道路である。

また、本路線は、県道水田大川線、一般国道208号等の幹線道路に接続し、大川市の市街地東部を南北に縦断する道路として地域住民の経済活動、通学等の日常活動に重要な役割を果たしている。

しかしながら、本路線のうち、本件区間においては、その沿道に家具工場、住居等が連たんしていることから、域内交通に加えて物流による自動車交通量が多く、交通渋滞等が発生している。

また、終点部においては、現在事業施行中の国土交通大臣起業有明海沿岸道路（高架部）及び福岡県起業県道水田大川線（平面部）と接続し、これらの道路の供用開始後は、本路線が大川市外と大川市中心市街地とを直結するルートとなることから、ますます自動車交通量が増加することが予想される。

さらに、本件区間のうち、一般国道208号から有明海沿岸道路及び県道水田大川線までの延長約340mの区間は車道幅員が約6mの狭小な2車線道路であり、小・中学生の通学路となっているにもかかわらず、歩道が整備されていないため、歩行者及び自転車通行者の安全が確保されておらず、危険な状況にある。

本件事業が完成すれば、幅員17mの2車線道路の整備により交通渋滞が緩和されるとともに、平成42年に見込まれる交通量7,400台/日を円滑かつ安全に処理することが可能となる。また、自転車歩行者道の設置により自動車と歩行者等の交通が分離され、歩行者等の安全性の向上に寄与するものと認められる。

なお、本件事業による生活環境等に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施を義務付けられた事業には該当しないが、起業者が任意で検討を行った結果、大気質、騒音及び

振動について、環境基準等を満たすものと予測している。また、起業者は工事の施行に当たっては、排気ガス対策型機械を使用する等の対策により、地域住民の生活環境に配慮することとしている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

イ 失われる利益

起業者の文献調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）に基づき天然記念物に指定されているカササギ生息地が存在するが、営巣が確認されていないこと等から、動植物に与える影響は軽微であると認められる。

また、本件区間内の土地には、文化財保護法により周知された埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

その他、環境に与える特段の影響があるとは認められない。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

本件事業は、円滑かつ安全な交通の確保を主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第4種第2級の規格に基づく2車線道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は平成12年3月23日に都市計画変更決定された都市計画と基本的内容は整合しているものである。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益を比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越し、また、事業計画も合理的であることから、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業は、土地収用法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 土地収用法第20条第4号の要件への適合性について

ア 事業を早期に施行する必要性

(3)アで述べたように、現道の本件区間においては交通渋滞等が発生し、円滑な自動車交通が阻害されていること、有明海沿岸道路及び県道水田大川線の供用開始による新たな発生交通量が見込まれること、歩行者及び自転車通行者の安全が確保されていないこと等から、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に基づき必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、収用又は使用の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、土地収用法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

(5) 結論

(1)から(4)までに述べたように、本件事業は土地収用法第20条各号の要件を充足するものと判断される。

以上により、大川市から申請のあった市道郷原一木線改築工事（福岡県大川市大字幡保字幡保口地内から同市大字幡保字若松地内まで）について、土地収用法第20条の規定に基づき事業認定をするものである。

5 土地収用法第26条の2に規定する図面の縦覧場所

大川市役所（都市建設課）

公安委員会

福岡県公安委員会告示第270号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第23条に規定する検定を、次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第7条の規定により公示する。

平成20年8月25日

福岡県公安委員会

1 検定の種別、実施日、時間及び場所

(1) 空港保安警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成20年11月27日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(2) 空港保安警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成20年11月28日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(3) 施設警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成20年12月4日（木）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(4) 貴重品運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成20年12月5日（金）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(5) 核燃料物質等危険物運搬警備業務2級

実施日	実施時間	実施場所
平成20年12月9日（火）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

(6) 核燃料物質等危険物運搬警備業務1級

実施日	実施時間	実施場所
平成20年12月10日（水）	午前9時から午後6時までの間	北九州市門司区小森江三丁目9番1号 福岡県警察警備員教育センター

2 受検定員

各検定15名

3 受検資格

(1) 2級検定の受検者

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員

(2) 1級検定の受検者

福岡県内に住所を有する者又は福岡県内の営業所に属する警備員であって、次のいずれかの要件を満たす者

ア 申込時に、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者であって、当該合格証明書の交付を受けた後、当該種別の警備業務に従事している期間が1年以上であるもの。

イ 公安委員会が上記アに掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

4 検定の方法

検定は、学科試験及び実技試験により行う。

なお、学科試験（5枝択一式20問）の後、実技試験を行うが、学科試験において不合格（90パーセント以上の成績に満たない場合）となった者については、実技試験を行わない。

5 学科試験及び実技試験

(1) 空港保安警備業務2級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物その他の航空機に持ち込まれる物体の検査（以下「手荷物等検査」という。）に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(2) 空港保安警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 乗客等の接遇に関すること。

(エ) 手荷物等検査に関すること。

(オ) 空港に関すること。

(カ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(キ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 乗客等の接遇に関すること。

(イ) 手荷物等検査に関すること。

(ウ) 空港保安警備業務の管理に関すること。

(エ) 航空の危険を生じさせるおそれのある物件及び不審者を発見した場合における応急の措置に関すること。

(3) 施設警備業務1級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(エ) 施設警備業務の管理に関すること。

(オ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 警備業務対象施設における保安に関すること。

(イ) 施設警備業務の管理に関すること。

(ウ) 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(4) 貴重品運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 貴重品運搬警備業務を実施するために使用する車両（以下「貴重品運搬警備業務車両」という。）並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(エ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(オ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 貴重品運搬警備業務用車両並びに車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 貴重品運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 運搬中の現金、貴金属、有価証券等の貴重品に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(5) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 2 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(6) 核燃料物質等危険物運搬警備業務 1 級

ア 学科試験

(ア) 警備業務に関する基本的な事項

(イ) 法令に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に関すること。

(エ) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(オ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(カ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

イ 実技試験

(ア) 車両による伴走及び周囲の見張りに関すること。

(イ) 核燃料物質等危険物運搬警備業務の管理に関すること。

(ウ) 核燃料物質等危険物に係る盗難等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

6 検定申請手続等

(1) 受付期間

平成20年11月4日（火）から同年11月14日（金）までの福岡県の休日を定める条例（平成元年福岡県条例第23号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く毎日、午前9時から午後6時までの間

(2) 必要書類

ア 住所地を管轄する警察署に申請する場合

(ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通

(イ) 住所地を疎明する書面（住民票の写しのコピー、運転免許証のコピー等）

(ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当

該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

イ 営業所を管轄する警察署に申請する場合

- (ア) 検定申請書（検定規則別記様式第1号） 1通
 (イ) 営業所に属していることを疎明する書面（営業所所属証明書など）
 (ウ) 写真2枚（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。）

(エ) 1級の検定申請者については、受検資格を有することを疎明する次に掲げるいずれかの書面

a 検定を受けようとする警備業務の種別の2級検定合格証明書の写し及び当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業者が作成する警備業務従事証明書など）

b 検定規則第8条第2号の規定により都道府県公安委員会が交付した書面（1級検定受検資格認定書）

(3) 申請方法

ア 受検を希望する者は、まず、福岡県警察警備員教育センター設置の受付専用電話（093（381）2627）に電話して、事前申し込みを行い、受付番号を取得すること。ただし、受付期間中であっても、定員に達したときは受付を行わないこととする。

受付専用電話以外での受付は一切行わない。

イ 受付番号を取得した者は、事前申し込みを行った当日の午後6時までに住所地（受検希望者が警備員である場合には、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に受付番号を申告するとともに、前記(2)に掲げる必要書類並びに検定手数料を添えて提出し、受検票の交付を受け申請手続きの完了とする。

ウ 受検の申請は、原則として受検者本人が行うこと。ただし、やむを得ない事情等により代理人が申請を行う場合は、受検者本人の委任状（本人が署名したもの

に限る。）を持参すること。

(4) 検定手数料

各検定 16,000円

検定手数料については、福岡県領収証紙により納付すること。

また、検定手数料は、申請受付後に申請を取り消した場合又は受検しなかった場合についても返還しない。

7 成績証明書の交付

学科試験及び実技試験ともに合格した者に対し、即日、成績証明書を交付する。

8 その他

(1) 検定当日、筆記用具、受検票及び動きやすい服装を必ず持参（各受検者への貸与ロッカーあり。）すること。

(2) 検定に関する問い合わせは、県の休日を除く毎日、午前9時から午後6時まで、福岡県警察本部生活安全総務課警備業係（電話092（641）4141内線3033）又は福岡県警察警備員教育センター（電話093（381）2627）に対して行うこと。

(3) 検定申請書（検定規則別記様式第1号）については、各警察署生活安全課若しくは生活安全刑事課において受け取ることができる。